

臓器移植法改正に伴う意思表示方法の見直しについて

I 現行の意思表示方法について

1 臓器提供意思表示カード（シール）

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際には、それを法の求めるところに適うものとして作成することは困難であることから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより作成され、頒布されているもの

2 臓器提供意思登録システム

臓器提供に関する意思（臓器を提供する意思または提供しない意思）を書面により表示していても、書面が見つからないことで、臓器提供に関する意思が不明との扱いとなる場合があることから、より確実に本人の臓器提供の意思を確認するために（社）日本臓器移植ネットワークにより運営されているもの

II 見直しに当たっての前提

1 家族承諾による脳死判定・臓器摘出が可能

⇒ 臓器を提供する意思がない場合には、提供しないという意思表示をしていただくことが重要であり、臓器提供の意思の有無について表示できる機会・環境を整える必要がある。

2 親族へ臓器を優先的に提供する意思表示が可能

⇒ 親族へ臓器を優先的に提供する意思は、臓器を提供する意思に併せて表示することができるが、親族優先の制度について十分に理解した上で表示して頂くことが必要である。

3 運転免許証等に意思表示の記入欄が設けられることを想定

⇒ 臓器提供に関する意思を確認するために必要となる一定の事項について、標準的記載事項として定めておくことが必要である。

Ⅲ 見直しに当たっての課題

- 1 運転免許証や健康保険証等により臓器提供に関する意思を表示する場合に、当該意思を確認するために必要となる標準的記載事項は何か。

※既存の臓器提供意思表示カード（シール）の記載事項

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 脳死下での臓器提供 | (3) 臓器を提供しない意思 |
| ①提供の意思 | (4) 署名年月日 |
| ②提供する臓器の別 | (5) 署名 |
| ③その他（皮膚・骨等の
組織を記入することを想定） | ①本人 |
| | ②家族 |
| (2) 心停止下での臓器提供 | |
| ①提供の意思 | |
| ②提供する臓器の別 | |
| ③その他（皮膚・骨等の
組織を記入することを想定） | |

- 2 臓器提供意思表示カード（シール）様式の見直しの必要性・具体策について

① 親族へ臓器を優先的に提供する意思の表示について

- ・ 親族優先提供の意思の表示方法としては臓器提供意思登録システムでの登録を基本としているが、システムを利用できない方のために、専用カードを作成するか。

② その他意思表示の環境整備について

- ・ 提供しない意思を表示するための専用カードを作成するか。

- 3 臓器提供意思登録システムの改善について

① 臓器提供意思登録システムの活用を促す方策として、どのような手段が考えられるか。

※現状の課題

- ・ インターネット接続ができない環境にある方への対応
- ・ 登録情報の更新

等

② その他

臓器提供意思表示カード・シールの記載箇所

【臓器提供意思表示カード】

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()


3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)



【健康保険被保険者証】

注意事項 診療を受けようとするときには、この証をその都度保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所 _____

備考 _____

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 _____ 《署名年月日》 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【臓器提供意思表示シール】

私は、脳死判定に従い脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

(姓名) _____ (署名年月日) / /

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

(姓名) _____ (署名年月日) / /

臓器提供意思登録システムの概要

【登録手続】

日本臓器移植ネットワークのホームページ

↓ ・ パソコンや携帯電話からアクセス。

仮登録画面に必要事項を入力

↓ ・ 臓器提供に関する意思（提供する・しない）、本人情報を
入力し、仮登録完了。

カードの郵送

↓ ・ カードの内容を確認、署名して携帯。

本登録画面に必要事項を入力

・ カードに記載されたID番号を入力し、本登録完了。

【ネットワークにおける検索】

① 「臓器を提供する」という意思が登録されている場合

＜脳死下での臓器提供＞

→本人の書面による意思表示を確認した上で、臓器のあっせん
手続が進められる。

＜心停止下での臓器提供＞

→登録内容を確認して、臓器のあっせん手続が進められる。
(登録以降、提供しない旨の意思表示がある場合を除く。)

② 「臓器を提供しない」という意思が登録されている場合

→ネットワークにおける臓器のあっせん手続は行われない。

※家族の了解を得て臓器提供に関する連絡があった場合に、
ネットワークで検索し登録の有無及びその内容を確認。